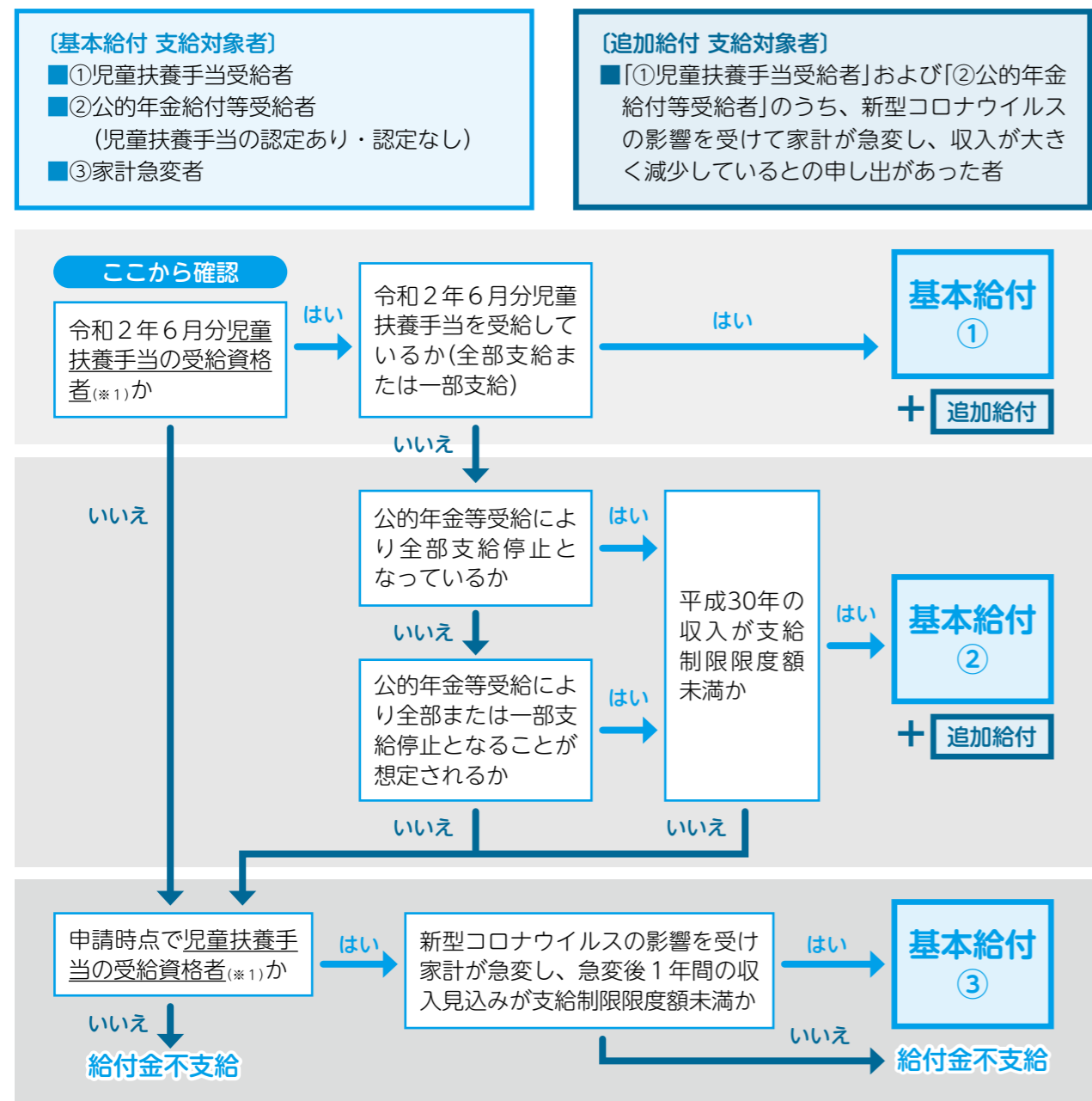


### 支給要件確認フローチャート



(※1)「児童扶養手当の認定を受けていない方」も含まれます。  
 ・上図は簡易な判定方法のため、審査結果と異なる場合があります。  
 ・上図で支給要件が確認できない場合は、社会福祉課(☎552-7101)までお問い合わせください。

## 申請をお忘れなく 申請期限 8月21日(金) 必着

# 10 特別定額 万円給付金

約97%の世帯への給付が完了しています。申請でお困りの方は、市役所へご相談ください。  
 (詳細は広報6月号参照)

問い合わせ  
 特別定額給付金室 ☎552-1111

# 新型コロナウイルス

# 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方への支援制度や感染拡大に向けた取り組みをお知らせします。

## ひとり親世帯の皆さんへ 臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などで特に大きな困難が生じています。こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。児童扶養手当の認定を受けている世帯にはお知らせを送付します。



問い合わせ 社会福祉課 ☎552-7101

### 支給対象者

次のいずれかに当てはまるひとり親世帯など

#### ●基本給付

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止となった方(もし、児童扶養手当の認定を受けていれば、公的年金等の受給により、令和2年6月分児童扶養手当の支給が、全部停止または一部停止になったと推測される方も対象)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった方

#### ●追加給付

基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

### 給付額

○基本給付 1世帯5万円、  
2子以降1人につき3万円(1回限り)

○追加給付 1世帯5万円(1回限り)

### 申請方法

令和2年6月分の児童扶養手当受給者  
**【基本給付対象の①に該当する方】**

・申請は不要です。

※給付金を希望しない方は、給付金受給拒否届出書(市ホームページに掲載)を提出してください。

※令和2年6月分の児童扶養手当を受給していた口座を解約等している場合は、口座登録等届出書(市ホームページに掲載)により口座変更の手続きをお願いします。

○支給方法 令和2年6月分の児童扶養手当指定口座に振り込み(8月中旬予定)

それ以外の方【基本給付対象の②または③、追加給付に該当する方】

・申請が必要です(児童扶養手当受給資格者にはお知らせを送付します)。

・左記の「支給要件確認フローチャート」を確認し、該当だと思われる場合は、次のいずれかの方法で社会福祉課まで申請してください。

(1)必要書類を社会福祉課へ郵送して申請

(2)社会福祉課窓口で申請 ※申請書は、社会福祉課窓口のほか、市ホームページでも取得できます。

○申請期間 8月3日(月)～令和3年2月26日(金)

○支給方法  
 ・基本給付対象の②または③の方＝申請者が指定した口座に振り込み

・追加給付の方＝基本給付の支給口座に振り込み

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりますように。



①避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる方まで避難場所に行く必要はありません。

②避難先は、市指定避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

③災害時に避難する際は、体温計・マスクや手指消毒ができるものを非常用持ち出し袋に入れるなど、準備をしておきましょう。

新型コロナウイルス感染症が収束していない中でも、災害時に危険な場所にいる方は、避難することが原則です。危険な場所とは、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等にお住まいの方です。

## 避難時に 知っておくべき ポイント

問い合わせ 市民安全課 ☎552-1116

## 国民年金保険料の免除

### ●対象者(①と②すべてに該当)

- ①令和2年2月以降に仕事を失われたなど、収入が減少している方
- ②令和2年中の所得の見込み額が、国民年金保険料免除などの基準相当になることが見込まれる方

●審査対象となる所得基準 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12カ月分に換算し、経費などを控除した額

### ●対象期間

- 学生以外の場合=令和2年7月分から令和3年6月分まで ※7月1日から申請受付中。
- 学生の場合=令和2年2月分から3月分まで(令和元年度分) / 令和2年4月分から令和3年3月分まで(令和2年度分) ※随時受け付け。

●必要書類 基礎年金番号が分かるもの、印鑑、退職などされた方は雇用保険受給資格者証または離職票など、学生証(学生の場合)

問い合わせ 医療保険課 ☎552-7103

市税の納税猶予	事業などの収入に相当な減少があった場合、一定の条件を満たしている方は、1年間、市税の納付が猶予される場合があります。まずは、電話でお問い合わせください。	【問い合わせ】 税務課 ☎552-6927
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の減免	主たる生計維持者が死亡または重篤な状態になった場合や、主たる生計維持者の事業収入などが3割以上減少し、保険料(税)の納付が困難な方は、保険料(税)の減免を受けることができます。まずは、電話でお問い合わせください。	【問い合わせ】 医療保険課 ☎552-7103 (国民健康保険税・後期 高齢者医療保険料) 長寿福祉課 ☎552-6928 (介護保険料)
水道料金の減免	水道料金の基本料金を全額減免。 ※従量料金および下水道使用料は減免対象外。 【対象期間】令和2年7月請求分から9月請求分まで(3カ月間)	【問い合わせ】 経営企画課 ☎552-5094
傷病手当金	国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者で、療養のために働くことができなかつた方が、一定の要件を満たす場合に、傷病手当金を支給します。まずは、電話でお問い合わせください。	【問い合わせ】 医療保険課 ☎552-7103
住居確保給付金の支給	離職・休業などによる減収などで、住むところを失った方や、住む場所を失う恐れが高い方には、就職活動することを要件などに、一定期間、家賃相当額を支給します。まずは、電話でお問い合わせください。	【問い合わせ】 社会福祉課 ☎552-5011
生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の特例貸し付け	収入の減少や失業などで、日常生活維持のための貸し付けを必要とする世帯に無利子の貸し付けを行います。まずは、電話でお問い合わせください。	【問い合わせ】 丹波篠山市社会福祉協議会 ☎590-1112

## 新型コロナウイルス

# 感 染 症 対 策

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方への支援制度や感染拡大に向けた取り組みをお知らせします。

### 今夏における通園・通学時の見守り活動についてのお願い

新型コロナウイルス感染症の影響により、市立の幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校の夏季休業期間を短縮します。園児・児童・生徒は例年とは異なり、7月下旬から8月上旬にかけて、また8月下旬に通園・通学をすることになり、特に暑さ対策には十分配慮する必要があります。



地域の皆さまにおかれては、日ごろから温かく見守っていただいているところですが、暑さの中での登下校時の見守りについて、ご理解とご協力をお願いします。

(令和2年度の夏季休業期間)  
8月8日(土)から8月23日(日)までの16日間

問い合わせ 学校教育課 ☎552-5653 / こども未来課 ☎552-1115

# 兵庫県 新型コロナ 追跡システム 利用のご案内



## 兵庫県新型コロナ追跡システムとは？

このシステムは、新型コロナウイルス感染症の次なる波に備え、本格的な営業再開が進む店舗・施設やイベント会場における感染拡大防止を図ることを目的に兵庫県が作成したものです。

利用者が店舗等ごとに掲示されるQRコードを読み取り、メールアドレスなどを登録した場合に、利用者に対して、クラスター発生時に県から注意喚起情報が提供されます。

## 注意喚起情報の内容は？

店舗等でクラスターが発生した場合、「あなたが〇月〇日に立ち寄った〇〇において、クラスターが発生」、クラスター発生のある際は「あなたが〇月〇日に立ち寄った〇〇において、陽性者の利用が判明」というメッセージが、スマートフォンなどを経由して県から送られてきます。

## 登録方法は？

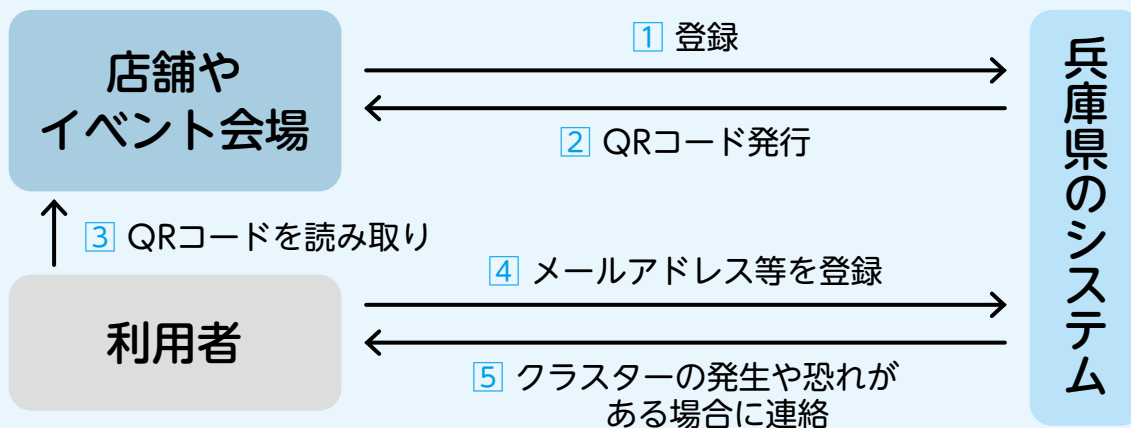
コロナ追跡システムを導入した店舗やイベント会場で、①スマートフォンなどでQRコードを読み取る。②入力フォームにメールアドレスを入力する。③登録確認メールが届き完了です。

※登録確認メールが届かない場合は登録できていない場合がありますので、再度、登録をお願いします。

### 問い合わせ

兵庫県企画県民部防災企画局  
防災企画課広域企画室  
☎078-362-9815

## 新型コロナ追跡システムの仕組み



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。